

犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

令和3年7月13日

横浜地方検察庁 検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第8条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

1 不開始決定番号 横浜地方検察庁 令和3年第1号

2 不開始決定の年月日

令和3年7月13日

3 犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判

(1) 裁判所名 横浜地方裁判所

(2) 裁判年月日 平成31年3月28日

(3) 確定年月日 平成31年4月12日

(4) 被告人の氏名又は名称 飯島 正

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、業として金銭の貸付けを行うに当たり法定の1日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領していたものであるが、財産上の不正な利益を得る目的で犯した上記犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと考え

ア 夏目英雄、神和也、田中龍一、吉田瑛七嗣、石島聡子、岩瀬弘靖、小泉和輝及び柴田仁と共謀の上、平成30年2月15日から同年6月12日までの間、165回にわたり、被害者計55名に、法定の1日当たり0.3パーセントを超える割合による利息等合計662万円を、被告人らが管理する他人名義の口座である東京都新宿区西新宿2丁目1番1号株式会社ジャパンネット銀行はやぶさ支店に開設された川崎幸夫名義の普通預金口座ほか11口座に振込入金させ

イ 前記夏目、前記神、前記田中、前記吉田、前記石島、前記岩瀬及び前記小泉と共謀の上、同月13日から同年7月18日までの間、200回にわたり、被害者計55名に、法定の1日当たり0.3パーセントを超える割合による利息等合計762万7000円を、被告人らが管理する他人名義の口座である千葉

県市川市八幡2丁目16番7号株式会社三井住友銀行本八幡支店に開設された三浦きみ子名義の普通預金口座ほか7口座に振込入金させてもって、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪 名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

4 不開始決定をした理由

不開始決定時まで、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することができず、今後も新たに給付資金を保管することとなる見込みがないと認められるため。

5 この公告に関する問い合わせ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

横浜地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 045-211-7854 (直通)

- 上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記5のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。